教育福祉委員会委員長報告書

令和４年１０月４日

教育福祉委員会に付託されました議案３件、発議１件、陳情２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第５６号「流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、文化財保護法の一部改正に伴い、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されたことから、当該制度の実施に必要な登録の基準、手続等について定めるほか、これに伴い必要となる所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

観光振興において、文化財保護は、重要と言われている。日本は、文化財保存の予算が他の国と比べて少ないと指摘されることもある。

本市でも、古民家再生の促進が交流人口増加でも大切と考えられることから必要な改正と判断した。課題としては、文化財と観光は非常に密接なことから、文化・経済２つの面からの啓発だと考える。攻めの姿勢を期待する。

２　２点要望し、賛成の立場で討論する。

日本の風土と歴史、そして勤勉な国民性により残されているあらゆる文化財を可能な限り保護することは重要な課題である。

今回の条例改正の元となった法令改正も、国会において全会一致で可決しており、本市でも、その具体化を期待するとともに、以下２点要望する。

１　公平公正中立な学芸員の計画的な体制強化など、必要な専門性の高い人材の確保と継承につなげること。

２　切り絵行燈については、そもそも切り絵は歴史が長く、技術の取得や修行の時間を十分確保しなければならず、次世代へ引き継ぐ人的確保が困難な状況などを踏まえ、市民から強い要望があれば市登録文化財として対応ができるか、十分な検討をお願いしたい。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。
本市には歴史的な建造物や民族文化財も多く、登録文化財としての利点を生かし、流山本町・利根運河ツーリズムや古民家再生プロジェクトと連携し、更なる活性化を図られることを要望する。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第５５号「令和３年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。
本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額１３２億１，７４４万８千円に対し、歳出総額は１２８億６５７万５千円で、差引き４億１，０８７万３千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき１億３，８５１万２千円を同基金に積み立て、残額の２億７，２３６万１千円を令和４年度へ繰り越した、令和３年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。
審査の過程における討論として、
１　２点要望し、賛成の立場で討論する。
本市においても、要支援・介護認定者が年々増加傾向にあり、介護需要が増えることが見込まれることから、市内の介護サービスなど、介護職員の人材確保が重要と考える。高齢者が介護状態にならず、いきいき暮らせるための介護予防の取り組み、地域における通いの場との連携、要介護状態になっても住み慣れた地域で継続して暮らせるための、在宅介護サービスの更なる充実を要望する。
２　賛成の立場で討論する。
２０２５年問題、また、８０５０問題の課題、今そこにある危機といった状況である。令和３年度は、従来に引き続き、地域の支え合い、介護予防といった施策、更に特別養護老人ホームの整備、在宅サービスの拡充など、財源を伴う事業が展開された。
社会的な情勢を大きく見ると、老老介護の課題、親の面倒を見るために離職をせざるを得ない事例、独居の方をどのように救っていくのか、慢性的な介護人材不足など、顕在化している根深い課題に対して、社会全体として対処し切れていないと感じている。

更に、介護保険料を支払う現役世代、少ない年金から天引きされるといった中、負担感は増し続けている。自己責任、高度な福祉、どちらの立場も取れない国の立ち位置が至る所に垣間見えると感じる。ただ、未来への貯蓄という保険制度への考え方の定着は、社会や政治への信頼が大前提の条件である。

ただし、本市の場合は、各種計画の中に事業の位置付けと、更に成果検証を行っており、地方自治体としてやれるだけの努力はしていると思う。

更に、本市の場合は、子育て世代が増えると同時に高齢化の波は、他の自治体同様に継続してやってくる。次の予算への課題抽出がしっかりされている決算内容だと判断する。

３　６点要望し、反対の立場で討論する。

歳入面では､介護保険料の値上げをコロナ禍と物価等の高騰の中でも、市民にお願いをしてしまった。しかも、保険料の値上げの影響額は２億２，０００万円に対して､決算後の決算時の会計不用額はその３．６倍、７．９３億円もあることから、市民の苦しさから言えば、納得感は得られにくいと考える。少しでも保険料を軽減できる取り組みに大いに期待するとともに、国の財政負担を適正に引き上げること、高額所得者にはその能力に応じた保険料の適正賦課を行うよう要望する。

歳出面では、以下４点要望する。

１　健康意識の高まり、コミュニケーションの尊さが見直される今、寄り添い型の介護予防となるよう今後も徹底すること。

２　支援に至らないケースや、虐待の件数が増大するなど、孤立感も強まっていることから、市と関係各位が連携を強め、報告、連絡、相談を更に徹底すること。

３　地域のネットワークの鍵は、地域包括支援センターであることから、人員の拡充はもとより、各中学校区域に一つの施設が設置できるよう将来像も含めて練り上げること。

４　感染症を体験した令和３年度を教訓にし、人員の拡充や専門知識の継承、更には在宅高齢者家族介護慰労金など様々な制度を充実させること。

４　２点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢者福祉について、令和３年度は、第８期高齢者支援計画に基づく

高齢者の保険事業と介護予防の一体的な事業が実施され、生活支援や介護予防に取り組まれた。高齢者が可能な限り介護の必要な状態にならないこと、住み慣れた地域で充実した暮らしをしていけるよう、また介護や支援が必要になっても、適切な対応サービスが受けられるよう環境の整備に取り組まれることを要望する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第５４号「令和４年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）」について報告します。

本案は、令和３年度決算額の確定に伴う繰越金や、認知症高齢者支援の拡充に係る経費の追加など所要の補正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、発議第１８号「流山市子ども医療費の助成に関する条例の制定について」について報告します。

本案は、子育てにやさしいまちづくり条例施行後、１５年目にあたり、「子育てにやさしい街」と市民により感じていただけるよう、助成対象年齢の拡大を図ることから、こども医療費助成制度について、所要の規定の整備を行うものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

子ども医療費の１８歳までの助成については、今定例会の市政に関する一般質問において、令和５年度からの実施に向けて、検討するとの答弁が市長からあったところである。

当会派としても、新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢などによる物価高騰など、社会経済情勢が大きく変化し、子育て世代に大きな影響が出ていることから、１８歳までの医療費の助成を拡大することは、重要な視点と捉えている。しかし、本案は、これまで規則で行ってきた制度を条例化するものであり、これまで規則により問題なく運用されているものと考えられることから、ここで条例化する必要はない

と考える。
　これらのことから、本市の子ども医療費助成制度については、今定例会の市政に関する一般質問における市長からの答弁の通り、執行部が十分な検討と実現に向けた取り組みを行い、令和５年度から実現することを強く期待する。
２　賛成の立場で討論する。
　今定例会の市政に関する一般質問において、子どもの医療費助成の対象年齢を高校卒業まで拡大するという方針を打ち出した、その実務を担う、執行部の奮闘には心から感謝する。また、今回の表明については我が党としても大いに歓迎をするものである。
　しかし、同時に子ども医療費助成の対象年齢の拡充を巡っては、困った人に限定する、所得制限を持ち込む、窓口の負担を増大するなど姑息なやり方も全国で散見されている。
　本案については、市長が議会に掛けずに勝手に制度を弄ることなく、議会が責任を持って制度の設計、骨格を確認することで、窓口負担を増やさず、所得制限を持ち込ませないという基本的な理念を示すことにも繋がる。
　今後、規則の改定、もしくは市長が提案する条例の制定になる可能性も否定できないが、必ずや所得制限を持ち込ませず、窓口負担を増やさず、そして、高校卒業まで対象年齢を拡大し、全ての子育て家庭がこの医療費助成の恩恵を受け、安心して本市で子どもを育てられ、また、「子育てにやさしい街」とより感じていただけるよう、条例の制定を強く望む。
３　反対の立場で討論する。
　我が会派としても、新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢などによる円安や物価高騰など、社会経済情勢が大きく変化していることに伴い、子育て世帯にも大きな影響が出ていることから、何らかの子ども支援策は必要であると考え、調査研究を重ねている。
　本案は、助成対象を拡大することで、新たな財源を確保する必要があると考える。
　このように、財政負担を伴う条例を議員提案する場合は、市の財政状況を考慮し、かつ執行部の意見や財源確保策への研究や調査を十分に行わなければ、かえって財政を圧迫させ将来の子どもたちに負担を強いる

ことになる。
　また、本案第６条の受給券交付にあたっては、千葉県の三師会を介さなくてはならないことから、本市に限らず、市が単独で事業を進めることはできず、受給券交付による現物給付については、事実上、千葉県が動かないと実現は不可能なものとなっている。
　更に、子ども医療費助成制度については、平成１５年４月１日の施行以来、その前身である流山市乳幼児医療対策事業も含めると、昭和４８年以来、規則により、これまで問題なく適切に運用されており、あえて条例化する必要性は不透明である。
　これらの理由から、流山市の子ども医療費助成制度については、今定例会の市政に関する一般質問において、執行部から令和５年度から開始できるよう検討するとの答弁があったこともあり、担当部局において、十分な検討と実現に向けた取り組み、更には、子どもたちの将来に負担を強いる財政状況は回避した上で､実現できるよう調査研究を期待する。
４　反対の立場で討論する。
　子ども医療費の助成については、今定例会の市政に関する一般質問で当会派の議員が、高校３年生までの拡充について質問を行い、市長から十分内容を精査し、令和５年度からの導入に向け検討していく旨の答弁を得ている。
　今回の質問に至る根拠は、既にある流山市子育てにやさしいまちづくり条例を基としている。
　子ども医療費助成について、本市では、以前より規則により運用されており、これまでも適切に運用されている。また、今後、制度設計や助成の内容等が変わる可能性もあり、柔軟性を持つ必要があることから、あえて条例化をする必要はないと考える。
　がありました。
　採決の結果、１対５をもって、否決すべきものと決定しました。
　次に､陳情第２２号｢「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。
　本件は、２０２３年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。
　初めに、当局より、

国が教職員の給与の一部を負担する制度が義務教育費国庫負担制度で、公立の小中学校等の教職員の給与は、平成１７年度までは国が２分の１を負担していたが、平成１８年度からは、国が３分の１、県が３分の２を負担することとなっている。

国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対し、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければならない。そして、義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は国が果たす役割である。

都道府県は規模・財政状況とも大きく異なることから、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられる。

このことから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、流山市の教育のためにも大切なことと考える。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

義務教育費国庫負担制度の堅持について、粘り強く運動を進められるとともに、より良い教育の実践を願う各団体が要望を一致させ、取り組まれていることに敬意を表する。また、市教育委員会も全面的に支持している内容であり、是非とも、明日の社会を担う子どもたち、一人ひとりへより良い教育環境を提供するために、本市議会も大いに協力できる内容と捉える。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第２３号「「国における２０２３年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、２０２３年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における２０２３年度教育予算拡充に関する意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

子どもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって

生きる子どもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けて、子どもたちをより良く育てることが、学校教育の使命である。

学校教育の充実のためには、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、このための予算措置の拡充を是非お願いしたいと考えており、陳情書にある８項目は、どれも重要なものであると認識している。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

以上